⑵　リスクコミュニケーションの推進

除染等の措置等を適切かつ円滑に実施するためには、住民の方々における放射線についての正しい理解が不可欠である。

このため、説明会や見学会の開催等を通じて住民の方々に対しリスクコミュニケーションを行う。

⑶　作業員の放射線障害防止対策

除染等の措置等の実施に際しては、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日厚生労働省）を遵守する。

⑷　除染作業の管理監督の徹底

除染等の措置等を適切に実施するために、事業者の施工責任の徹底を図るとともに、監督体制の強化等幅広い管理監督を実施する。

⑸　特別地域内除染実施計画の見直し等

本計画に基づく取組を着実に進めるため、除染等の措置の作業の進捗状況や作業の前提となる仮置場等の確保の状況等について定期的に点検を行う。その結果必要と認められる場合又は本計画策定後に新たに避難指示区域の設定や見直しが行われた場合、技術的知見が著しく進展した場合等には、本計画の見直しを実施し、特措法第29条に沿って本計画を変更する等適切な措置を講ずることとする。

また、基本方針に掲げる長期的目標として追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目指し、除染等の措置等の結果について点検・評価し、本計画期間終了以降の対応方策について国等の関係機関や浪江町と共に検討した上で、計画の見直しを行い、平成29年度以降において適切な措置を講ずることとする。

農用地と森林については、「３．⑵　除染等の措置等に関する方法」で述べる検討結果を踏まえ、対応方策を検討する。

[1]　本計画において、以下のとおり用語を定義する。

①　「除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

②　「除去土壌」とは、特措法第25条第１項に規定する除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

③　「除染等の措置等」とは、除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。

[2]　「年間積算線量」については、平成23年12月26日原子力災害対策本部決定と同様の定義である。

[3]　平成24年３月末時点の線量

[4]　「原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための農林水産業再生プラン」（平成24年９月４日復興庁、農林水産省、環境省）

[5]　中間貯蔵施設については、地方公共団体や住民の理解を得つつ、仮置場への本格搬入開始から３年程度を目途として供用開始する。

図

